

伊予市一般介護予防業務募集要領

市内に住所を有する高齢者等に対し、介護予防を目的とした介護予防普及啓発事業等を適正かつ円滑に実施するため、以下のとおり業務実施に関する提案を募集する。

1 業務概要

(1) 業務名

一般介護予防業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度伊予市一般介護予防業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 委託料の限度額

教室等1回開催につき16,500円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

1事業者につき年間50万円

3 参加資格要件

公募に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、一般介護予防業務を公平・中立な立場で効率的に運営することができる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等であって、以下の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (4) 介護保険法において、懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (5) 応募事業者の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (6) 伊予市税を滞納していないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (8) 伊予市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (9) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

4 参加申込手続

参加事業者は、提出書類を以下のとおり提出すること。

(1) 募集等の日程（予定）

項 目	期 限 等
公募開始（公告）	2 月 21 日（金曜日）
質問受付の締切日	2 月 28 日（金曜日）
提出書類の受付期間	2 月 21 日（金曜日） ～3 月 7 日（金曜日） 執務時間中
審査日	3 月中旬
審査結果の通知・公表	3 月中旬～下旬

(2) 提出書類等

ア 提出方法

提出書類は、持参又は郵送により受付期間中に提出すること。ただし郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

イ 提出先

〒799-3113 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市市民福祉部長寿介護課（地域包括担当）

TEL:089-909-6332（FAX:089-909-6335）

ウ 提出書類（伊予市ホームページ<https://www.city.iyo.lg.jp/>にて公開予定）

一般介護予防業務応募申請書	: 様式 1
一般介護予防事業計画書	: 様式 2
一般介護予防事業年間計画書	: 様式 3
一般介護予防事業見積書	: 自由様式

- ・提出書類は、原則として全て A 4 版縦、横書き、左綴じで作成すること。

エ 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

オ その他

- ・提出書類の作成、応募等に要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- ・本市において、郵送中の損害に関する責任は負わない。
- ・提出後の書類の差し替え等は認めない。ただし軽微な不備や錯誤等の修正について、本市が指示した場合は除く。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

5 提出書類の無効

以下のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠く行為があった場合
- (4) 「2 委託料の限度額」に定める金額を超えた場合

- (5) 提出書類に軽微な不備や錯誤があり、本市が再提出等の指示をしたにも関わらず、期限内に提出されなかった場合

6 一般介護予防業務質問票の提出及び回答

提出書類の作成等において不明な点がある場合は、一般介護予防業務質問票（様式4。以下「質問票」という。）に記載し、電子メールにより期日までに提出すること。

(1) 提出先メールアドレス

伊予市市民福祉部長寿介護課（地域包括担当）

cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp

(2) 回答方法

提出された質問への回答は、伊予市ホームページにおいて公表する。

<https://www.city.iyo.lg.jp/>

(3) その他

- ・ 質問は質問票1枚につき1件とする。
- ・ 着信の確認は、質問者の責任において実施すること。

7 優先交渉権者の選定

公募型プロポーザル方式により選定する。

(1) 審査の手順・方法

提出書類により伊予市プロポーザル審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、3月下旬までに各応募者宛てに文書で通知するとともに、伊予市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査基準（別紙「伊予市一般介護予防業務に係る審査基準」参照）

審査は、以下の各審査項目に基づき実施する。

- ・ 応募理由
- ・ 事業等に関する実績
- ・ 事業を実施する意義の理解
- ・ 提案内容
- ・ 年間計画

8 契約の締結等

「7 優先交渉権者の選定」により選定された優先交渉権者と実施に向けた詳細な打合せの後、契約の交渉を行い、本市の内部決済を経たうえで契約を締結する。ただし優先交渉権者との契約交渉が不調の場合は、契約を締結しないことがある。

9 その他留意事項

- (1) 提出書類は複製することがある。
- (2) 提出書類の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届（任意様式）を速やかに担当課へ提出すること。
- (3) 提出書類が、伊予市情報公開条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 17 号）に基づく情報公開請求の対象となった場合は、本市において非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (4) その他本要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市においてその対応を決定する。